

小樽市職員の懲戒処分に関する公表基準

市長が地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)に基づく懲戒処分を行ったときには、以下の基準によって公表するものとする。

1 目的

この基準は、懲戒処分(法第29条の規定による免職、停職、減給及び戒告の処分をいう。)の内容を公表することによって、市政の透明性の確保を図るとともに、職員倫理の保持の徹底及び服務規律の確保、さらには、同種事案の再発防止を図ることを目的とする。

2 公表の対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

3 公表の内容

公表の内容は、原則として個人が特定されない範囲で、次のとおりとする。ただし、社会的影響が著しく大きい事案であって、警察等で氏名等が公にされているものについては、職員の所属課、職名及び氏名等も公表する。

- (1) 懲戒処分年月日
- (2) 懲戒処分内容
- (3) 職員の所属部局
- (4) 職員の職(管理職、一般職等の別)
- (5) 職員の年代
- (6) 事案の概要

4 公表の例外

次のいずれかに該当するときは、上記3にかかわらず、公表の内容の全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 被害者(職員の非違行為に係る被害者をいう。以下同じ。)又は関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合において、被害者が公表を望まないとき。
- (2) 公表することにより、被害者が特定されるおそれがあると認められるとき。

(3) その他関係者に特に配慮する必要があると認められるとき。

5 公表の時期及び方法

公表は、懲戒処分を行った後、速やかに記者クラブ等への発表又は資料提供により行うものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに公表することも差し支えないものとする。

6 施行期日

この基準は、平成19年8月1日から実施する。